



福岡医発第 1464 号 (地)
令和 6 年 8 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

福岡県後期高齢者医療広域連合「訪問健康相談事業」について

福岡県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」）では、多数の医療機関を受診している者に対し、服薬に関する健康被害の防止を含めた、疾患や生活に関する保健指導を行い、疾患の回復と健康づくりを促すとともに、適正な受診につなげ、医療費の適正化を図ることを目的として、平成 24 年度より標記事業が実施されており、本年度も引き続き実施するにあたり、周知並びに事業及び保健指導への助言等について依頼が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、前年度の結果につきましては、別紙のとおりであり、課題としては、本事業の対象者は、多くの薬を服用していることが多く、副作用の有害事象を起こすことが懸念されるため、重複多剤に関する保健指導の充実を図る必要があるとされております。

記

《福岡県後期高齢者医療広域連合「訪問健康相談事業」の概要》

1. 目的

多数の医療機関を受診している者に対し、服薬に関する健康被害の防止を含めた、疾患や生活に関する保健指導を行い、疾患の回復と健康づくりを促すとともに、適正な受診につなげ、医療費の適正化を図る。

2. 実施方法

広域連合が、市町村または業者に委託

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

3. 対象者

①重複受診者

同一月内に同一の傷病で3か所以上の医療機関に通院し、その状態が3ヶ月以上継続している者

②頻回受診者

同一月内に同一の医療機関に15日以上通院し、その状態が3ヶ月以上継続している者

③多受診者

同一月内に3か所以上の医療機関に通院し、その状態が3ヶ月以上継続している者

4. 内容

原則2回の訪問又は電話による保健指導を実施（訪問相談員は、保健師、看護師、管理栄養士のいずれかの資格を有する者とする。）

＜相談内容＞

- ・療養上の日常生活指導
- ・服薬等に関する支援・指導等
- ・広域連合が提供するお薬相談バックを活用した残薬調整、お薬手帳の活用についての助言等
- ・地域の社会資源を活用した健康づくりについての助言等
（健康教室、福祉サロンへの案内等）

5. 本事業に関する問い合わせ先

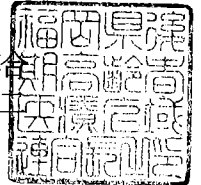
- ・福岡県後期高齢者医療広域連合 健康企画課 健康企画係：永尾
TEL 092-707-3029

以上

6福高医健第77号
令和6年8月1日

公益社団法人福岡県医師会
会長 蓮澤 浩明 様

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 月形 祐二



令和6年度福岡県後期高齢者医療広域連合における
訪問健康相談事業の実施について（依頼）

平素より当広域連合の事業に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当広域連合では、後期高齢者の健康保持及び重症化防止の取組の一環として、下記の事業を実施しているところです。

当事業を本年度も継続的に実施するにあたり、引き続き貴会の御協力を賜りたいと存じますので、下記について御依頼申し上げます。

記

- 1 事業名
訪問健康相談事業
- 2 事業概要
別紙のとおり
- 3 依頼内容
 - ①貴会員への周知
 - ②事業及び保健指導への助言 等

《お問合せ先》

〒812-0044

福岡市博多区千代四丁目1-27福岡県自治会館5階

福岡県後期高齢者医療広域連合健康企画課健康企画係 永尾

電話 092-707-3029

FAX 092-651-3120

メール tekisei@fukuoka-kouki.jp

【事業概要】福岡県後期高齢者者医療広域連合における保健事業

	訪問健康相談事業 (H24年度開始)										
目的	多数の医療機関を受診している者に対し、服薬に関する健康被害の防止を含めた、疾患や生活に関する保健指導を行い、疾患の回復と健康づくりを促すとともに、適正な受診につなげ、医療費の適正化を図る										
実施方法	広域連合が業者に委託										
対象者	県内全域の市町村を対象 ①重複受診者 同一月内に同一の傷病で3箇所以上の医療機関に通院し、その状態が3か月以上継続している者 ②頻回受診者 同一月内に同一の医療機関に15日以上通院し、その状態が3か月以上継続している者 ③多受診者 同一月内に3か所以上の医療機関に通院し、その状態が3か月以上継続している者 (H24～29年度は頻回・多受診を対象、H30～R5は重複・多受診を対象)										
内容	原則2回の訪問又は電話による保健指導を実施（訪問相談員は、保健師、看護師、管理栄養士のいずれかの資格を有する者とする。） <相談内容> ・療養上の日常生活指導 ・服薬等に関する支援・指導等 ・広域連合が提供するお薬相談バックを活用した残薬調整、お薬手帳の活用についての助言等 ・地域の社会資源を活用した健康づくりについての助言等（健康教室、福祉サロンへの案内等）										
結果評価	【結果（R5年度）】 ○対象者：902名（市町村39名、業者863名） ○保健指導者：551名（市町村33名、業者518名） ○実施状況：市町村（3市町村）、業者（49市町村） 【評価（R4年度）】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R4目標</th><th>R4実績</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改善者の割合</td><td>前年度以上（40.5%）</td><td>43.9%</td></tr> <tr> <td>多受診者の割合</td><td>前年度以下（1.03%）</td><td>1.06%</td></tr> </tbody> </table>			R4目標	R4実績	改善者の割合	前年度以上（40.5%）	43.9%	多受診者の割合	前年度以下（1.03%）	1.06%
	R4目標	R4実績									
改善者の割合	前年度以上（40.5%）	43.9%									
多受診者の割合	前年度以下（1.03%）	1.06%									
課題等	○本事業の対象者は、多くの薬を服用していることが多く、副作用の有害事象を起こすことが懸念されるため、重複多剤に関する保健指導の充実を図る必要がある。										